

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(番号法別表第二より)

提供先No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
1	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
2	全国健康保険協会	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
3	健康保険組合	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
4	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
5	全国健康保険協会	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
6	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等の給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等の給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
7	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
8	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
9	都道府県知事又は市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
10	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

提供先No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
11	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
12	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
13	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
14	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
15	日本私立学校振興・共済事業団	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
17	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
18	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
19	国家公務員共済組合	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
20	国家公務員共済組合連合会	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表66項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
21	市町村長又は国民健康保険組合	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

提供先No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
22	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
23	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
24	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
25	都道府県知事等	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
26	地方公務員共済組合	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
28	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
29	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
30	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
31	都道府県知事等	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
32	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

提供先No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
33	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
34	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸し付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸し付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
35	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表110項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
36	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表112項	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
37	後期高齢者医療広域連合	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
38	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表118項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
39	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定める用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
40	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表129項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
41	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表130項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
42	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

提供先No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
43	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表136項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
44	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
45	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
46	独立行政法人日本学生支援機構	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
47	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
48	都道府県知事又は市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
49	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表149項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
50	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表150項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
52	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

提供先No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
53	市町村長	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
54	厚生労働大臣	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
55	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
56	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
57	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
58	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表164項	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
59	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165項	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

提供 先No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
60	都道府県知事	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者